中国運輸局公示第５９号

公　　示

道路運送法施行規則第５５条の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請について、別紙のとおり公示する。

なお、公示事案について意見の聴取の申請をしようとするときは、公示の日から１０日以内に同規則第５７条により意見の聴取の申請書を、広島運輸支局長を経由して中国運輸局長あて提出されたい。

令和８年１１月４日

中国運輸局長　上田　大輔

別　紙

事　案　の　公　示

令和８年１１月４日
中　国　運　輸　局

事案の種類　：　一般乗用旅客自動車運送事業（ハイヤー）の運賃及び料金設定認可申請

事案番号	申請年月日	申請者の氏名又は名称	適 用 地 域	申請の概要
８－５	令和８年９月14日	つるみ第一交通有限会社	広島交通圏 （道路運送法施行規則第４条第８項第３号に規定するハイヤーのうち、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程第３条第２項に規定された運送に限る）	時間制運賃 特　別　車　30分ごとに 4,900円 大　型　車　30分ごとに 4,400円 中　型　車　30分ごとに 3,600円